

設備（レンタカー等）の使用料が源泉徴収の対象となる国等

立川税務署提供資料

2019年4月

所法161十一、所令284、所基通161-33～39 [使用料等の所得（11号関係）]

No.	相手国	条項	備考
1	アイルランド	13	
2	アゼルバイジャン（ソ連）	9	1986年発行「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソ ヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約」を適用・・・源泉所得税の改正のあ らまし「日ロシア新租税条約関係 平成30年10月」より
3	アルメニア（ソ連）	9	No.2と同様
4	イスラエル	12	
5	イタリア	12	
6	インド	12	
7	インドネシア	12	
8	ウクライナ（ソ連）	9	No.2と同様
9	ウズベキスタン（ソ連）	9	No.2と同様
10	エジプト	10	
11	オマーン	12	H26.9.1発効、H27.1.1から適用開始
12	カザフスタン（新）H22.1	12	
13	カタール	12	H27.12.30発効、H28.1.1から適用開始
14	カナダ	12	
15	韓国	12	
16	キルギス（ソ連）	9	No.2と同様
17	グルジア（ソ連）	9	No.2と同様
18	サウジアラビア（新）H24.1	12	
19	ザンビア	11	
20	シンガポール	12	
21	スペイン	12	
22	スリランカ（セイロン）	8	
23	スロバキア	12	
24	タイ	(12)	設備は第7条、20条により課税
25	タジキスタン（ソ連）	9	No.2と同様
26	チェコ	12	
27	中国	12	
28	チリ	12	H28.12.28発効、H29.1.1から適用開始
29	トルクメニスタン（ソ連）	9	No.2と同様
30	トルコ	12	
31	パキスタン	12	
32	ハンガリー	12	
33	バングラデシュ	12	
34	フィジー（英原条約）	12	○英原条約（昭和38年条約第20号） ○連合王国が国際関係について責任を負っている若干の地域に対する租税条約の適 用に関する書簡の交換の告示（昭和45年外務省告示第216号） ○英条約のフィジーに対する適用に関する告示（昭和45年外務省告示第217号）
35	フィリピン	12	
36	フィンランド	12	
37	ブラジル	11	
38	ブルガリア	12	
39	ヴェトナム	12	
40	ベラルーシ（ソ連）	9	No.2と同様
41	ベルギー	12	
42	ポーランド	12	
43	マレーシア	12	
44	南アフリカ	12	
45	メキシコ	12	
46	モルドバ（ソ連）	9	No.2と同様
47	ルクセンブルグ	12	
48	ルーマニア	12	